

愛媛県若者学習サポート事業実施要領

1 目的

本事業は、愛媛県内郡部において生活に困窮している世帯に属する支援対象者に、学習支援や居場所の提供等を行うことにより、高等学校等への進学及びその後の中途退学の防止を支援し、ひいては貧困の連鎖の防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他県が適当と認める民間団体（法人格を有する者に限る。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業の実施に当たっては、学力や生活環境など、高校学校等への進学又はその後の中途退学の防止を目的とした、以下の取組を実施するものとする。

(1) 支援対象者

- ア 生活保護世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に定める各扶助のいずれかを受給している世帯を指す。）に属する中学生又は高校生
- イ 生活困窮世帯（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に定める「生活困窮者自立相談支援事業」を利用して世帯を指す。）に属する中学生又は高校生
- ウ その他、県が支援を必要と認めた者

(2) 支援内容

ア 学習支援

学校での学習内容の復習や高校受験対策などを、対象者のレベルに応じた個別指導方式で実施し、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るための支援を行う。

イ 居場所の提供

学習支援事業の他にも、支援対象者からの日常生活や学校生活、将来の進路相談等について親身に対応することで、信頼ないし安心のできる居場所を提供する。

ウ その他の支援

その他支援対象者の個々が抱える問題や支援対象者が属する世帯全体が抱える問題についてもそれが対象者の学習支援につながるものである限りにおいて支援を行う。この場合、必要に応じて生活困窮者自立支援制度や生活保護制度をはじめとする、各制度との連携を図るものとする。

なお、状況に応じて訪問型の支援を行うことを妨げないものとする。

(3) 支援の流れ

若者学習サポート事業実施機関（以下「本事業実施機関」という。）と生活保護実施機関又は生活困窮者自立相談支援事業実施機関（以下「生活保護等実施機関」という。）は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア 支援対象者の把握

本事業実施機関は、生活保護等実施機関との連携体制を構築するとともに、町の担当部署や教育委員会、学校との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ、関係機関への情報提供等、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ 事業利用開始手続

本事業の利用を希望する場合は、支援対象者の保護者が若者学習サポート事業利用申込書（様式第1号）を県に提出するものとする。

県は、生活保護等実施機関（前記3－（1）－ウの支援対象者に対しては、町等の関係機関）と協議の上利用の可否を決定し、その結果を申込者と本事業実施機関に通知するものとする。

ウ アセスメント

本事業実施機関は生活保護等実施機関と連携し、支援対象者及びその者の属する世帯の課題を把握した上で、支援の方向性を検討する。

エ 支援調整会議等への参加

本事業の実施に当たっては、原則、生活保護等実施機関が主催する支援調整会議又はこれに相当する会議に参加し、本事業を実施す

る立場から協議する。なお、その際、生活保護等実施機関において、支援プランを作成する場合には、本事業実施機関はプランの作成に協力する。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、3－(2)による支援サービスを提供する。

なお、支援中、支援対象者に新たな課題が生じた場合等には、必要に応じて支援内容の見直しを行うものとする。

カ 支援の終了

本事業は、支援対象者が高等学校等に入学し、高校等就学が安定したことをもって終了とする。

本事業による支援の中止を希望する場合は、支援対象者の保護者が若者学習サポート事業利用中止届（様式第2号）を県に提出する。

本事業による支援を中止又は終了した場合は、県は生活保護等実施機関と本事業実施機関にその旨を通知するものとする。

キ 本事業の評価

本事業の実施に当たり、本事業実施機関は、若者学習サポート事業活動報告（様式第3号）を作成するものとし、事業の評価や改善に役立てるものとする。

(4) 支援の回数

学習支援については週1回、2時間程度を目安に実施するものとする。時間を確保する限りにおいて、夏季休暇等の長期休暇中に集中的に実施することも可能とする。

居場所の提供は学習支援終了後に学習支援の実施場所を開放して行うことを原則とする。

その他の支援については関係機関との協議の上、随時実施できるものとする。

(5) 配置職員

本事業の実施においては、実施場所にサポートリーダーを1名配置することとし、サポーターを支援対象者5名当たり1名以上を目安に配置する。

なお、それぞれの役割は以下のとおりとする。

ア サポートリーダー

学習支援の実施においては実施場所の確保・調整、サポーターの指導・監督・管理、各関係機関との調整を主な実務とする。

居場所の提供時には支援対象者の日常生活又は学校生活、その後の進路等についての相談に対応するものとする。

サポートリーダーには、教員OBなど、教育又は学習支援の実務経験のある者や、社会福祉士など、相談業務の経験者を従事させることが望ましい。

イ サポーター

学習支援において、サポートリーダーと連携し、支援対象者への個別指導を行う。

サポーターには、教員OBや大学生のボランティアなど、学習支援に適当な者とする。

4 留意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の他、「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領」（平成27年3月27日付け厚生労働省社会・援護局長通知「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添7）等、関係法令等を遵守の上実施すること。
- (2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮すること（利用者と保護者の間においても慎重を期すること）。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から（本人が未成年の場合は保護者からも）同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

若者学習サポート事業利用申込書

年 月 日

様

住 所 _____

保護者氏名 _____

愛媛県が実施する若者学習サポート事業の利用について、次のとおり申込みます。

1 生徒氏名 (学年) _____ (学 年生)

2 保護者との関係 _____

3 利用にあたっての要望など

注)

- 1 本事業は、利用を希望するお子様を対象として学習サポートを行う事業です。
- 2 記載していただいた個人情報は、本事業を実施する際に必要となる関係機関と情報共有することとなっています。また、個人情報は徹底して管理し、その他の目的に利用することはありません。
- 3 事業実施後、お子様の卒業後の進路等についてお伺いすることもありますので、ご協力をお願いします。

若者学習サポート事業利用中止届

年 月 日

様

住 所 _____

保護者氏名 _____

愛媛県が実施する若者学習サポート事業の利用について、次のとおり中止を届け出ます。

1 生徒氏名 (学年) _____ (学 年生)

2 保護者との関係 _____

3 中止理由

若者学習サポート事業活動報告

活動日	
活動時間	
活動場所	
支援員等氏名	
学習サポート事業に関する活動内容	
1 参加生徒氏名と支援内容 (計 名)	
2 特記事項	
学習サポート事業以外の活動内容	
活動内容	

